

第十九回 参議院法務委員会會議録第十号

昭和二十九年三月二十三日(火曜日)

午前十時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君
理事 上原 正吉君
宮城タマヨ君
亀田 得治君

委員

楠見 義男君
三橋八次郎君
細橋 小虎君
一松 定吉君

政府委員

法務大臣官 位野木益雄君
房調査課長 齋藤 三郎君
法務省保 護局長 齋藤 三郎君

事務局側

常任委員 西村 高兄君
会専門員 堀 真道君
常任委員 堀 真道君
会専門員 堀 真道君

本日の會議に付した事件

○請願及び陳情の取扱ひに関する件
○外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○千葉少年鑑別所施設移転新設反対

に関する請願(第一二九〇号)

○委員長(郡祐一君) 只今より委員会を開会いたします。

本日は先ず請願及び陳情の審査を行います。

速記をとめて。

午前十時五十一分速記中止

午前零時五十七分 速記開始

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。次に、外国人登録法の一部を改正する法律案、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案、裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案、以上四案を一括して議題に供します。

先ず犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案の逐条説明を簡単なものがお手許に配付してあると思いますが、これについて政府側の説明を求めます。

○政府委員(齋藤三郎君) 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案の逐条説明を申し上げます。

この法律案は、平和条約十一条による被拘禁者の釈放等に関する事務の完全な処理を目的として提案されたものであります。

平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和二十七年法律第百三十三号)により、戦争犯罪の裁判による被拘禁者の赦免、減刑及び仮

出所等については、法務大臣の所轄の下に置かれていた中央更生保護審査会が、本人の申請、親族、知人等の願出又は刑務所長の申出に基づき、これを審理し、その結果に基づき勧告すべきや否やを決定し、これを法務大臣に報告し、これに基づき外国に対し勧告をすることになっていたのであります。

而して、この中央更生保護審査会は、法務省設置法第十三条の七により設置され、その職務権限等は犯罪者予防更生法に定められていますが、その構成は同法第四条により「委員三人で組織する」ことになっておりますので、この法律においては、前記目的を達成するために、第四条中「三人」を「五人」に改めるとして中央更生保護審査会を「五人」を以て組織することに改正しようとするのであります。

改正を必要とする理由については、提案理由説明に述べたように、政府は、平和条約第十一条による被拘禁者の釈放については、国民の強い要望の次第もあるもので、鋭意その促進に努力しているが、現在集積には七百八十余名、これはちよつと最近オランダ関係で十六名仮出所いたしておりますので、十六名だけその数が減ります。

七百八十余名が残留し、これらの關係国である米、英、蘭、濠の四方国は、政治的な全面釈放については多大の難色を示し、個別の、司法的に処理する意向を寄せておるので、我が国においてもこれに即応し従来勧告をしたものにつきましても更に各種の資料を追加することが必要となり、中央更生

保護審査会の調査及び審理の事務は、複雑なものとなって来ましたので、この改正図り一日も速かに国民の要望する集積の解決を図らうとするものであります。

右の改正に伴い、これらの事務処理の適正を期するため、審査会の委員のうち過半数が同一政党に属することにならないうようにするため、その任命及び罷免に関する規定のうち、第五条第四項中「二人」を「三人」に改める、第八条第三項中「二人」を「三人」に、「二人」を「二人」に改めることとし、第五条第四項は、「委員の任命については、そのうち五人のうち同一政党に属する者となつてはならない。」第八条第三項は、「法務大臣は、委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなつたとき、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免するものとす。」としたのであります。

又、審査会の議事等につきましても、「第十条第二項を次のように改め、審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。」とし、委員が三人から五人に本改正によつてなりました場合における議決の方法を改正し、且つ、この規定は、第十六条第五項におきまして、地方更生保護委員会の議決に準用されており、地方委員会には三人の委員で組織されているところもございしますので、第十六条第

五項に次の但書を加えて「但し、三人の委員で組織される地方委員会にあつては、その議決は委員の過半数の意見による」と改正し、不都合がないようにしようとするのであります。

附則第一項は、施行期日を規定したものでございします。

第二項は、この改正によつて任命される二人の委員のうち、一人については最初の任期について特例を設けたものでございします。

以上甚だ簡単でございしますが、逐条の御説明を申し上げます。

○委員長(郡祐一君) 議題に供しました各法律について御質疑のおありの方に御発言を願ひます。

○龜田得治君 どれからでもいいですね。

○委員長(郡祐一君) どれからでも。○龜田得治君 先ず犯罪者予防更生法の一部改正案、これについて若干御質疑を申し上げたいと思ひます。私どもも只今御説明がありましたように、戦争犯罪のために拘禁されておるその人たちの赦免、減刑、仮出所、こういうことについて政府が考えておられる気持ちは勿論了解しておるわけですが、ただ、その点は了解できるのですが、併し、そのためにここに出席されているように、委員の数を殖やす必要があるかというようや問題はどうか考えているのです。

それで政府に一つお聞きしたいことは、例えば審査会の委員三人を五人に改める、こうなつてはいるのですが、現

在具体的にどれだけ手不足なのか。俺のほうはもうとにかく忙しいのだ、これだから仕事が増えるのだ、これだからけしやわからぬと思うのですね。率から言つたら、これは約倍近くの人數になるわけですね。比率から言つたらですね。で、なぜこういふことを、僅か二人ぐらゐのことでもいいじやないか、まさかそういうことはお考えにならないと思ふのですが、或いはそういう気持ちもしいかも知れぬと思ふのですが、併し一方ではやはり人員の整理という問題が出てくる時期なんです。だからおおよそ一人といへども殖やすには、具体的にはやはり理由がなければならぬと思ふのです、はつきりとした、その点は……。ただ私抽象的な事は御説明なんかは頂きたくないのです。現在の仕事の状況と、それがこういふふうな今回はなっている。だからどうしてもこの程度人が起らない、こういう点を、できましたら一つ根拠のある文書で出すようにしてもらえば、一番結構だろと思つております。これが一つ。

それから、この二人殖やすことによつて、政府の財政上の負担がどれだけ必要であるか、これを第二点に一つ明らかにしてもらいたい。委員の給税並びにそれ付随するいろ／＼な費用全部を含めて財政負担がどうなるか。それからもう一点は、これは先ほどの御答弁を頂いた後のほうがいいかと思つておるのですが、政府は仕事が増えるからというところがここに書かれているのですが、たとえ仕事が増えるというところが事実でありまして、私は法律を改正してまで委員の数を殖やす、こういうことの必要性がどこにあるのか、その点をもう一つ突込んで明確にして欲しい。と言いますのは、仕事が増えることであれば、例えば臨時的な専門的な人を雇つてもいいわけですね。いろ／＼な翻譯の仕事が増える。そういう専門家を臨時にでもお使ひになつたほうがむしろ能率が上がると思ひます。これは三人の委員を五人にしたところで、まあ、従来の私どもの経験から行けば、むしろいろ／＼な時間がそのために却つて長くなるかと思ふ、必ずしも能率が上らぬ。そういうものだから、これはどの面の一体事務内容、これが手不足しているというのであるか、これに關係すると思ふのです。だから先ほどの質問に対する答弁を聞いた後に、その点を更に突込んで見てみたいと思ふのですが、要するに、一方では最初に申上げたよう人員整理、例えば人権擁護局のような、こういう重要な機関ですら幾らか人を削つて、こういう案が出てくるのですね。そういうときですから、いやしくも人を殖やすといふふうなことにしては、よほど慎重にやらなければいけません。よほど慎重にやらなければいけません。よほど慎重にやらなければいけません。よほど慎重にやらなければいけません。よほど慎重にやらなければいけません。

○政府委員(齋藤三郎君) 今回の改正を考えた大きな理由は、昨年秋土田委員長が行かれました、それまでもいろ／＼感じておつたのでございませぬが、非常にはつきりいたしたのでございませぬが、關係国の意向は、日本の考え方はよくわかる。又戦犯問題を、それ／＼日本との国交を篤くする上において、早く解決したいということについては何ら異存はないけれども、日本も日本の内事情があると同様に、それ／＼關係国においても内事情があるのだ。従つて全面的な赦免ということは今暫くは困難。又それで日本の要する早期解決をしたい。又しようとするならば、どうしても国内一般の人が、輿論が反対であつても、それを納得せしめるに足るだけのいろ／＼な資料をできるだけ詳細に、而も新らしいものをそのとき、そのとき何處でもかまわんから、その都度その都度出して欲しいということ各々が申しておるのでございませぬ。さうな關係が一応の報告は殆んど先ほど御陳情の際に申上げましたように終つておるのでございませぬが、私どもも誠に残念に存しておりますが、輿論に七、六百六十名余の人がまだ残つておられる。これを解決するためには、どうしても關係国の要望に沿つてそしてやらなければならぬといふような追加資料という言葉を私も申しておりますが、そういうものを絶えず本人の身辺なり或いは事件についてのいろ／＼な事情なり、そういうものを送る必要が今後の栗嶋問題の解決について、全面的に政治的解決は別といたしまして、事務的に解決するならば、それはどうしてもやらなければならぬ。といふことになつて参りましたので、七百六十名の人について一つ一つ資料を調査して送るといふ仕事が殖えて参つたのでございませぬが、さうな關係から今日まで一応の報告は済みましたが、更にそれ以上細かいものを絶えずやらなければいかんといふうなことで、栗嶋の中の人にもさういふ事情をよく申して、さうしてその調査に協力いたしますか、協力方を求め

ております。さうな關係から只今土田委員の仰せになりました事務量といふものは、ちよつと数字としては申上げかねますが、さういふ事務の仕事を殖えた、こういうことでございませぬ。それから委員の手当でございませぬが、この審査会の委員というのは犯罪者予防更生法の規定にもございませぬように、非常勤の特別職につきましたつておりました、俸給につきましては大蔵省の給与課と非常勤職員に關する法律によりまして協議をいたしてきめることに相成つております。恐らく二人の方を殖やしまして、大体百万円ぐらゐ程度の費用が要する。これにつきましては大蔵省とも法案を出します。つきまして協議をいたしました。その点の手当はいたしております。それから増員の突込んだ理由は何かあるかといふことでございませぬが、これは本当に私どもは現在の三人の方も非常に、非常勤といひながら、殆んど連日毎日お出しになつて仕事をやつておられます。併しこれは本當に栗嶋問題にタッチして一日も自分たちがゆるがせにできないといふお気持ちかなさつておると思ひますが、さうなふうなことに絶えず七百六十名の人についての資料を送るといふことになりませぬので、私どもの事務的な考え方から言ひまして、この委員を五人にいたしました。さうして一人は委員の方で、これは現在の委員長が外務省の方でございませぬ。問題が外交折衝を伴うものでございませぬから、而もそれの關係國を廻つて来られまして、それ／＼の各國の事情にもよく一番通じておられます。この方が統括して頂いて、今後の七百六十名といふもの

は米、英、蘭、薩でございませぬ。この四カ國をそれ／＼四人の方が担当なされて、さうして私どもも保護局に特別調査課といふのがこの事務をいたしております。そのスタッフも現在十五名でございませぬが、これも内部のやり繰りによりまして四名乃至五名程度増強いたしまして、その委員にそれ／＼配属してあります。さうして仕事をして、それがどだけの促進になるかといふことは相手國のあることとございませぬが、はつきりしたことは申し上げかねますが、私どもとしてはできるだけ力を注ぎまして、一日でも速かに解決を図りたい、かように存じてお願ひした次第でございませぬ。

○龜田得治君 この二人殖やすと約百万円殖えるといふことですが、いわゆる給与に相當する手当ですね。これは手当の分は一月月幾らですか、一人……。

○政府委員(齋藤三郎君) これは大蔵省と協議によつて非常勤の職員の方すべて同様でございませぬが、三千円以内で手当をきめておるということになつております。

○龜田得治君 一日ですか。

○政府委員(齋藤三郎君) はあ。これは現実にその人が任命される、その際に大蔵省と協議をしてその額をきめるというところに相成つております。

○龜田得治君 現在の委員はすでに標準になるかと思ひます。だから現在の委員の方の一日の手当を聞けば大体見当が私どもにもつくわけですが、現在の委員の方はどうなんですか、さういふふうなきまつておるのです。

か。

○政府委員(齋藤三郎君) 現在の委員の方は一日二千七百円ということになつておりました、大蔵省との予算的措置におきましては、昨年大体、これは仕事の繁閑等もありまして、毎日お出になる常勤という制度でございますので、そこに日数というものが又加わつて参るわけでございます。

○藤田得治君 これはない日は給与しないのですか。

○政府委員(齋藤三郎君) その通りでございます。

○藤田得治君 大体併し殆んど今のお話ですと常勤的になつて居るようですね。実績はどうですか。今の三名の委員の方……

○政府委員(齋藤三郎君) 非常勤職員の方は国家公務員法の四十八時間勤務というふうな制限がございませんで、その人の経歴とか、能力とか、そういうものによつて人事院が個別的にきめる、こういうことになつております。現在の三人の方は月十五日出られる予算になつております。実際においては毎日お出になつております。お一人だけ或る特殊の学校にずつと前から行かれる約束になつておりましたところに行かれますが、その他は全部出ておられます。それでありますから、予算措置がございませんで、御了承願つて、実は十五日分しか差上げておらないというふうな状況に相成つております。

○藤田得治君 大体わかりましたが、そうするとおかしいですね。御了承願つて、出ている人に日当を与えないというの、今度五名になりますとその点はどうなんでしょう。又そういうことにな

なるんですか、五名分……、或いはそういうことのないように現在十五日分の実績の予算を取つておられるというが、実績から見るとどうもおかしいかと、そういうことで、その点の予算は殖やされていんですか、どうなんでしょう。

○政府委員(齋藤三郎君) 大体前年の通りでございます、これは非常勤という建前になつておられますので、予算技術といひますか、常勤と同じような勤務体制を最初から予定しないという制度でございますので、さようなことに相成つております。

○藤田得治君 その点は又別にしますか、大体これによりますと、非常勤の職員に最高の待遇をされて居るわけですね。そうなんですか。

○政府委員(齋藤三郎君) 三千円が最高でございます。

○藤田得治君 二千七百円ですから、大体最高の待遇でしょう。そうすると私最初には心配したことがやはり当るような気がするんです。現在三名の方がおられて、そうして居る……忙しい。十五日以上出られる、こういう事態があるわけでしょう。その一方で先ほどあなたが御説明になつたところによると、いろいろ個別的な事情の調査ですね、そういうことを又調査の結果何回でもいい、どん／＼相手が聞いても聞かなくても絶えず獎勵をして行く、こういう仕事ですね、主たる仕事は……。私はそういう仕事はむしろ優秀な相対の無理も利く若い方、そういう方を三名の委員の下にお使いになれば、却つて私は能率が上がるのじやないかと思つて居るんですが、先ほどの御説明ですと誰それはアメリカ関係、誰それ

はイギリス、誰それはオランダとか、濠洲とか、こういうふうにならば何かお分けになるようなふうにもちよつと聞えたのですが、そういうことは個別にある必要は私は少しもないと思う。大綱ですから。委員の考へておられることは大まかなところを考へておつたらいいでしょう。だからそれをただ二つの国でも三つの国でもかけ持ちできますよ。あとの事務なんですか。実際にこういうことの促進はこれはやはり若い有能な、体も少々無理の利く人をお使いになるのが私正しいと思つて居る。これだけの予算を計上するのであれば、そういう人が私当然得られると思つて居る。この点はどうも納得できません。

○政府委員(齋藤三郎君) 若い優秀な人が実際の事務スタッフとして増強されるということも、これも勿論問題解決の促進であると思つて居る。ただこの問題は資料を出すということも勿論さつき申上げましたように大事でありまして、又相手国がそれ／＼事情がございまして、例えばイギリスならイギリスという国は今一番司法的事務的に解決する方法として各国ともつております、各国と言いますか、アメリカオランダがとつております。パロールと、何というのですか、仮出所と訳しておりますが、仮出所制度に適合する制度がございませんで、その代りにレミッションというふうな制度が、私もよく存じておられますがございまして、それによつて、先ほど請願陳情の際に申上げましたように、無期ものを二十一年に計算して更に実際の服役はその三分の二、十四年間でよろしい。こういうふうな日本で言えれば一種の減刑に当るような制度をとつており

まして、而も日本ではさようなことを通告を受けまして、それでは十四年で出られるのだから、十四年といひますか、二十一年ならば日本の百三号のあの法律によりますと、三分の一、七年間で仮出所の期間が来るということも勧告をしておつたのでございまして、今度いよいよ土田委員長が行きまして居る……と話を伺つてみると、向うではそれはとらぬ。実際の服役関係はそれでよろしいが、仮出所というふうなことに於いて考へる場合は、やはり無期として十五年経たなければ、仮出所の適格性はないといふふうな考へておるようでございます。そういう問題につきましても、オランダはオランダとして林間でもいろいろ経験いたしまして、それ／＼のやつぱり向うの国内法制的な建前からあつていふ人ではなか／＼又できない面もございまして、又外務省あたり或いは出先の大公使のかたとも緊密な連絡を持つておる。現在も各国の大使と委員会という／＼と連絡をして事情を聞いて何かいましておられます。そういうふうな仕事もございまして、やはりこれは両々相付つて、そうして又実際の事務は、家族の關係ならば私どものほうの傘下にございまして各都道府県の保護観察所の職員なり、或いは保護司の協力を仰いで、そうしてまあいろいろな家庭事情等も調査する。それを委員、審査会が統括して、そうして相手国の事情に即応して又資料なり勧告なりを重ねて行くといふふうなことを考へて行かなければならぬのではなからうか。そういうふうな關係で司法的事務的職員の増強も必要でございまして、やはりそれを統括し相手国の制度

なり法制なりについてもやはり研究し、向うの態勢に即応したやり方をとつて行くといふようなことから、いわゆる統括する責任者といふようなものも必要になるし、又全体的に審査会、合議体の審査会として、いろいろな政策を三人の方より五人で十分一つ各方面の権威者を集めて練つて行くといふようなことも問題解決に必要かと、かように存する次第でございます。

○藤田得治君 これは幾ら説明されてもやつぱり肝心なところがなければいけません。それはこういう問題ですから、折衝面が出て来ることはわかりませんが、併しこの限られた財政の中でやる仕事ですから、今あなたがおつしやつたようにいふ……並べて、こつちはこれ、こつちはこれといふふうな、やつてればそれはもう非常に楽でい、やつては、ただでもそういう立場じやないのですものね、今の政府の財政計画の立つて居るのですから、或る半面では……。いろいろ折衝の問題なんかは、私、委員会がどうしても手が足り

んという場合は大使とか公使とか、こういう人たちをお使いになるのが私はもつともつと効果的だと思つて居る。むしろこちらにおられない、あちらにしよう中いて、政府とも連絡があるといふ人が、そういう仕事もそれじや今度ば暫らく熱心に手おつ……、これは暫らくのことですからね。そんなことはいやだといふ大使、公使がいたらそれこそ罷免したらい。本当に話を持込めば、そんなことに協力しない人は私にないと思つて居る。それはそれで解決がつく。それからいろいろな地元に申かけて行つての細かい保護司的

な調査、こんなものこそはこれは若い人でなければとても駄目ですよ。で又そういう仕事は保護司の方でも事情を話せば平生から慣れている仕事だし、これは協力してくれると思うのです。だから私はどうもこういう時節に、やはり非常勤としては最高の礼を以て迎えるような委員の増員というようないいは納得が行かない。だから次回でもいいですからもう少し科学的に、どうしてもこの二人が、三人のやつが二人でなければいかん、これを一つ明確になるようなことを出して下さい。事務量とかいろいろものをきちつとあなただの出されたものによつて、私のほうでそういう問題については又便法もあり、又それによつてお話ししてみたいと思います。応答だけで十分でないのです。

○政府委員(彌藤三郎君) 只今のお説いろいろと考えさせられる点がございます。大公使を使えばよい、勿論現在の大使なり公使なりいろいろ御熱心にやっておりますが、何しろ大公使館は非常に間口の広いお仕事でございます。私どもいろいろ「勝手なことを言いますならば、或いは対私どものほうの然るべきスタッフがそれぞれアタツシエに対して大公使館に行つてゐるというふうなことも或いははいのかとも思いますが、これは又いろいろ財政的な観点もござります。大局的な観点からこういうことはできない現状である。やはりこちらのこの問題の最高責任者といえますか、事務的な最高責任者である審査会を強化するという意図が現在の段階ではよいのではないかと考へた次第でございます。仕事の事務量ということとは先

ほども申し上げましたように、七百六十何名のこれから起るいろいろな事情或いは事件についてのいろいろな資料等を集めるといふ問題でござりますから、おつしやるように計数的に弾き出さうと思つても、弾き出せないのではなから、かように突は考へておりませぬ。

○龜田得治君 時間がありませんから質問は少し留保しておきまして、ほかの方もおありのようですから私は一處ここで打切つておきます。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。次に政府に申入れをいたしますが、本目審議いたしました請願第千二百九十号、千葉少年鑑別施設移転新設反対に關する請願につきましては、これを審査終了に決定いたしました。少年鑑別所の設置については基本的に地元間との調整を緊密にする必要があり、特に千葉少年鑑別所の移転新設については、当局が地元側に十分な理解を得ることに對して完全であつたことは思われぬ。節がござりまするので、すでに予算年度も終りに近付いて工事も進行している模様であります。これから先もお城、市当局とも連絡し地元理解を図るために鋭意努力を払われるよう。又少年鑑別所全般についても司様の注意が必要であると認むる各委員の強い要望がありましたので、この際に政府側に強く今後の善処方を希望いたします。

次回は明後二十五日午前十時から開會いたします。

本日はこれを以つて散會いたします。

午後一時三十五分散會

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

- 一、利息制限法案
- 利息制限法
- (利息の最高限)

- 第一条 金借を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。
- 元本が十万円未満の場合 年二割
- 元本が十万円以上百万円未満の場合 年一割五分
- 元本が百万円以上の場合 年一割八分

- 2 債務者は、前項の超過部分を支払つたときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない。
- (利息の天引)
- 第二条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として前条第一項に規定する利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。
- (みなし利息)
- 第三条 第二条の規定の適用については、金借を目的とする消費貸借に關し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問はず、利息とみなす。但し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。

し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。

(賠償額予定の制限)

第四条 金借を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に對する割合が第一条第一項に規定する率の二倍をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

2 第一条第二項の規定は、債務者が前項の超過部分を任意に支払つた場合に準用する。

3 前二項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

- 附則
- 1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
- 2 利息制限法(明治十年太政官布告第六十六号)は、廃止する。
- 3 商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
- 第九十五条から第九十七条までを次のように改める。
- 第九十五条乃至第九十七条 削除
- 4 この法律の施行前になされた契約については、なお従前の例による。

三月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、津地方法務局富洲原出張所存置に關する請願(第一八五九号)

一、法務大臣罷免に關する陳情(第四九三号)

第一八五九号 昭和二十九年三月十一日受理

津地方法務局富洲原出張所存置に關する請願

請願者 三重県四日市市大字茂福甲二、二一三〇四

樋口善一外二三名

紹介議員 赤松 常子君

津地方法務局富洲原出張所が今次行政改革の対象として廃止されるのを諷を關ぐが、本出張所を昭和五年に三重県富田町、富洲原町、川越村他四箇村を管轄する登記所として設置され、それ以來同地区は富田、富洲原両町の四日市市編入ならびに各種大会社、大工場等の建設に伴い地方産業は急速に発達したため、本出張所の取扱件数は年々増加の一途をたどり、ことに昭和二十八年度においては不動産登記だけでも二千三百件を上回り、むしろ定員の増加を必要とする実情にあるから、津地方法務局富洲原出張所を徒來通り存置せられたいのを請願。

第四九三号 昭和二十九年三月四日受理

法務大臣罷免に關する陳情

陳情者 東京都葛飾区小菅町東京拘置所内 肥後亭

犬養法務大臣は、何等法律上の理由がないにもかかわらず管下東京拘置所内における日本國人在監者と外國人在監者との極端な差別待遇を命じ、日本國人在監者の健康保全をかえりみないことは國費の濫用、売國行為であると認め、憲法第十四条第一項の違反であり、法務大臣としてふさわしくないから、犬養法務大臣を罷免せられたいのを陳情。